小鹿野町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

小鹿野町農業委員会 会長 黒沢裕幸

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、小鹿野町農業委員会に係る標 記指針を下記のとおり定める。

記

- 1 遊休農地の解消について
 - (1) 遊休農地の解消目標

1. 1ヘクタール

【目標設定の考え方】

農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を図り、5年後の平成34 年には解消目標値の全ての遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携を図り、農地パトロールを 実施し、遊休農地の所有者の利用意向調査や相談及び指導を行う。

- 2 担い手への農地利用集積について
 - (1) 担い手への農地利用集積目標 1ヘクタール

【目標設定の考え方】

平成26年9月に策定された「小鹿野町農業経営基盤の強化の促進に関す る基本的な構想」の農用地の利用の集積に関する目標を、本指針の目標値 とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員も現場活動等により把握した情 報等をもとに、小鹿野町産業振興課とも連携し、農地中間管理機構及び利 用権設定等により農地利用集積を進める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

年間1経営体

【目標設定の考え方】

ここ数年、毎年1~2の経営体が施設園芸農家として参入している。 引続き、年間1経営体の新規参入を目指していく。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

埼玉県及び小鹿野町産業振興課並びにちちぶ農業協同組合と連携し、農業を始めようとする新規就農者へのサポート体制を構築していく。